

【令和5年度】敬老会事業補助金に関するQ&A

Q1 敬老会は自治会で必ず開催しなくてはならないのですか。

A : 敬老会の開催は義務ではありません。各自治会等が敬老会を行う場合に、その費用の一部を補助しています。令和4年度は、12団体が敬老の催しを開催し、補助金を申請しています。

Q2 敬老の催しは実施せず、祝品の配布のみ行いたいと考えていますが、補助は出ますか。

A : 祝品の配布のみについては、補助対象外となります。
令和2・3年度については、国や県が発令した緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の全国的な行動制限を受けて、例外的に祝品配布に対する補助金を交付しました。

Q3 敬老の催しは9月にしなければならないのですか。

A : 原則として老人週間前後(9月15日～21日)に開催いただいておりますが、自治会行事日程の都合による多少の時期のズレについては、問題ありません。

Q4 敬老会として、どのような催しをすればいいのですか。

A : 従来の敬老会は「酒類の提供を含む飲食を中心とした内容」となっているケースもありましたが、近年は「挨拶」、「余興」、「講演」、「介護予防体操」、「住民同士の交流」などを中心とした内容に変更する自治会が多いです。

具体的には、マジックショー、フラダンスショー、大正琴演奏、ビンゴゲーム、脳トレ、体操などがあります。開催が平日でしたら、市職員を講師とした「ふれあい講座」をご活用ください(無料)。また、有料ではありますが、健康体操の講師について、市で紹介することができます。

Q5 申請をする場合、どのような手続きをすればいいですか。

A : まずは、催しを開催する前に申請書を提出してください。催しが終わった後に、「参加者名簿」と「領収証」を添付し、実績報告書と請求書をご提出ください。補助金は、自治会の口座に振り込みますが、催し終了後の支払いになります。

Q6 自治会内の 70 歳以上の対象者について、市で教えてもらいたい。

A : 市では自治会内の対象者を把握していないので、お伝えすることができません。自治会内の回覧等で、照会いただく方法をすすめております。

催しが終わった後に提出いただく「参加者名簿」については、市で 70 歳以上かどうか、確認をさせていただきます。

Q7 敬老会の対象者の年齢を引き上げても良いのですか。

A : 補助金の対象者は 70 歳以上の方になりますが、各自治会等の都合により対象者の枠を決めて実施していただいております。